

基礎案での記載箇所	章項目	5. 5. 1	ページ	p.49	行	12行目～
事業名	利用関係事業(水面)	河川名	淀川本川(瀬田川)・桂川・木津川			
府 県	大阪府・京都府・滋賀県					

●現状の課題

○船舶等の通行規制及び水上オートバイの利用規制

マリンスポーツの普及から水面利用の多様化が進み、水上オートバイやプレジャーボート等の利用が増えたことにより、騒音・水質汚濁だけでなく利用者間の接触事故も起きている。

水上オートバイについては、淀川本川で現在、利用期間、利用時間及び利用範囲を限定し、利用者に秩序ある利用を要請することにより、水面の無秩序な利用や騒音等の苦情は減ってきているが、水質調査の結果では、キシレン等有害化学物質が検出され新たな問題となっている。

一方琵琶湖では、淀川本川と同様に水上オートバイやプレジャーボート等の利用によって、騒音や排気ガスによる水質汚濁の問題が提起されている。

○瀬田川水辺協議会の設置

瀬田川では水面利用のための多数の棧橋や係留施設が、水辺の利用・景観を妨げているところがある。

○円滑な水面利用の確保

カヌーや手漕ぎボート等による水面利用では、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断構造物による障害等、円滑な利用に支障が出ている。

●河川整備の方針

○船舶等の通行規制及び水上オートバイの利用規制

水面利用が多様化している箇所については、水面利用協議会等の組織を活用して、船舶等が守るべき通航方法を定め、その適用区域を指定することで、秩序ある水面利用の適正化を図る。

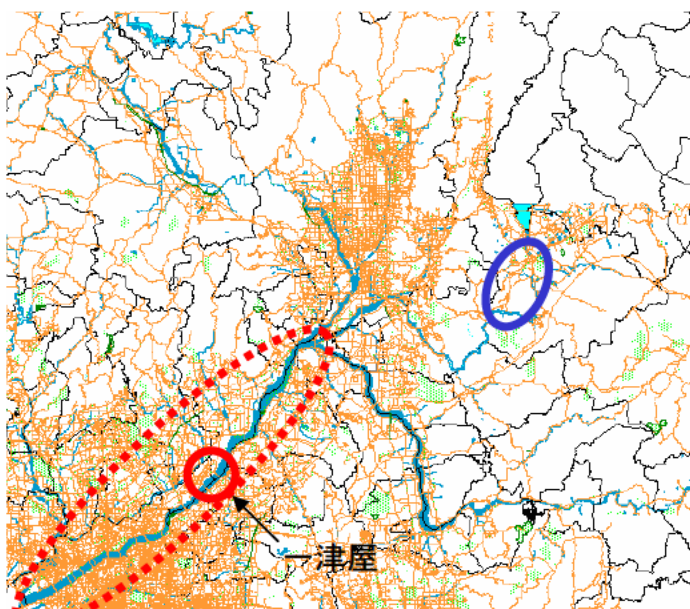
○瀬田川水辺協議会の設置

瀬田川では、水面利用に伴う施設のあり方について、住民及び自治体等関係機関と調整を図る。

○円滑な水面利用の確保

カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断構造物による障害等の改善を図る。

●位置図



船舶の航行規制区域

水辺協議会、滋賀県条例箇所

●具体的な整備内容

○船舶等の通行規制及び水上オートバイの利用規制

淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。

淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区(淀川右岸17km付近)での利用に限定し、調査を継続する。

なお、利用の実態(走行区域・期間・時間帯)を評価した上で既設の淀川水上オートバイ関係問題連絡会において検討する。

しかし、将来的には摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、禁止も含めて、下流域の生物の生息・生育環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。

滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成14年滋賀県条例第52号)が制定されており、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携し調査する。

滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和30年滋賀県条例第55号)等により適正に管理されることを支援する。

○瀬田川水辺協議会の設置

瀬田川では、学識経験者、住民及び自治体等関係機関からなる瀬田川水辺協議会において、既存の棧橋・係留施設の集約・共有化並びに水辺のあり方を検討する。

○円滑な水面利用の確保

カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備の実施や堰等の横断構造物の改善を検討する。

淀川本川における舟運等の通行規制

体制図

【検討機関】

淀川水面利用調整協議会(平成10年12月設立)

学識経験者

関係行政機関

河川管理者

淀川河口部から大阪府域の三川合流点にかけての国土交通省管理の水面の安全かつ快適な利用を促進することを目的に設置

瀬田川における舟運等の通行規制

概要

【滋賀県条例の概要】

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例

・琵琶湖の自然環境の保全、地域住民の生活環境保全を目的に制定。

滋賀県琵琶湖等水上安全条例

・「水上交通の安全確保」、「水上交通に起因して発生する騒音などの防止」等を目的に制定。

条例は、瀬田川洗堰より上流が対象

航行規制水域の指定により、水上オートバイやプレジャーボート等の利用を制限

【瀬田川の現状等】

・現在、瀬田川では遊覧船、漁船、カヌーや手漕ぎボートの利用が主。

・現状では、水上オートバイ等の利用による問題は発生していない。

水上オートバイの利用規制(一津屋)

●具体的な整備内容

淀川本川では、当面、摂津市一津屋地区(淀川右岸17km付近)での利用に限定し、調査を継続する。

なお、利用の実態(走行区域・期間・時間帯)を評価した上で既設の淀川水上オートバイ関係問題連絡会において検討する。

しかし、将来的には摂津市一津屋地区には、大阪府、大阪市及び守口市の水道水源に近く、水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、禁止も含めて、下流域の生物の生息・生育環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。

●実施スケジュール

■■■委員会
———実施

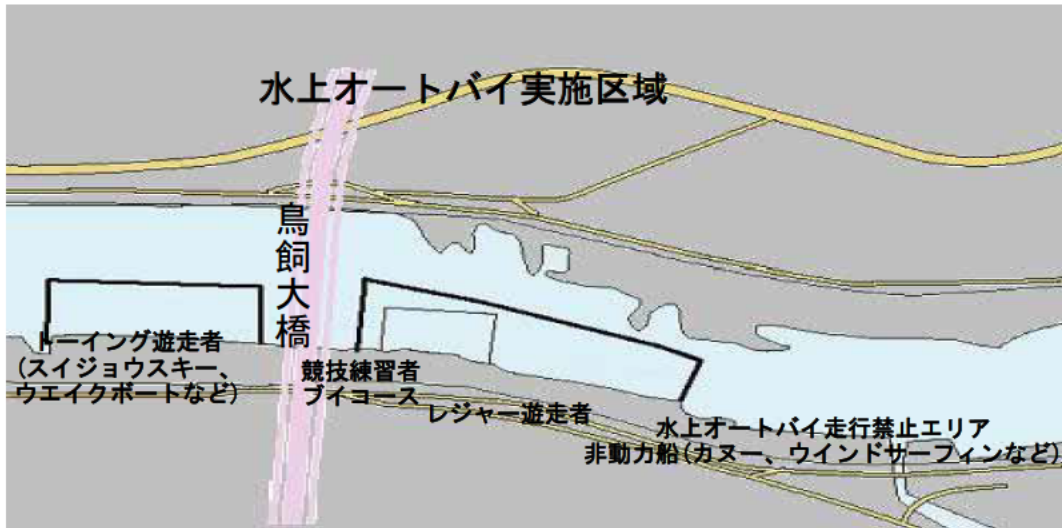


●概要等

利用期間:6月16日~10月15日の土、日、祝日

利用時間:午前10時~午後4時

場 所:一津屋地区(鳥飼大橋付近、下図参照)



水質調査の結果では基準値以下ながらベンゼンやキシレン等の検出も確認されていることから、禁止も含めて、下流域の生物の生息・生育環境への影響を十分検討した上で、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。

検討にあたっては、摂津市一津屋地区での過去3年間の利用実態を評価した上で、既設の淀川水上オートバイ関係問題連絡会(平成10年12月設立)にて検討する。

淀川水上オートバイ関係問題連絡会

○関係行政機関 : 運輸局、海上保安庁、大阪府警、大阪府、大阪市、高槻市、守口市、枚方市、寝屋川市、摂津市

○河川管理者 : 近畿地方整備局、淀川河川事務所

○オブザーバ : 利用者団体

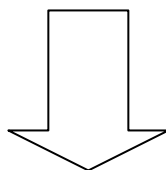
概要

淀川本川においては、平成11年度より、水上オートバイの利用について、一津屋地区での暫定利用(出水期のみ)を行ない、利用の検討としている。

暫定利用者間での自主ルールの作成と管理体制の協議により、無秩序な利用の排除を行なっている。

平成11年度より摂津市一津屋地区での利用に限定

河川環境への影響を最小限に留める。
利用者同士の衝突事故等の回避
騒音等の迷惑行為の減少



今後、利用場所を淀川大堰下流への移設を検討

上水の取水がない地域へ移設することにより、水質汚濁の懸念が回避される。

委員会等からの意見

淀川本川での水上オートバイに関する対策の方向性は概ね適切であるが、法制度等による利用規制を検討するべきである。

水上オートバイの使用・利用ルールや地域との話し合いを踏まえたうえで、淀川水系では、禁止を含めた利用規制を考えていく時期に来ている。水上オートバイの利用水域を一津屋地区に限定して認める施策は当面のやむをえない措置として、整備内容シートの記述どおり将来的には移転させるべきである。さらに、淀川流域全体で禁止を含めた検討が必要である。

なお、移転先として考えられている淀川大堰下流の汽水域は、豊かな生態系が形成されている地区であり、野鳥、魚類などの生息環境を含む汽水域の環境に影響が及ぶのは必至であるため、慎重に検討するべきである。

進捗状況報告

一津屋地区での暫定利用については、利用者での自主ルールの作成・管理体制の協議を行い、無秩序な利用の排除を行っているが、一津屋地区以外の利用においてもまだ自由使用が散見される。

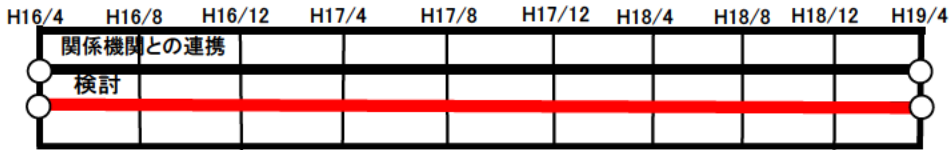
淀川本川では、水面利用による環境への影響調査について一津屋地区から下流の11箇所において平成16年度に出水期、平成17年度に湯水期の影響調査を行っており、調査結果を元に平成18年度以降において、淀川水上オートバイ関係問題連絡会等での検討を行う。

環境影響調査内容

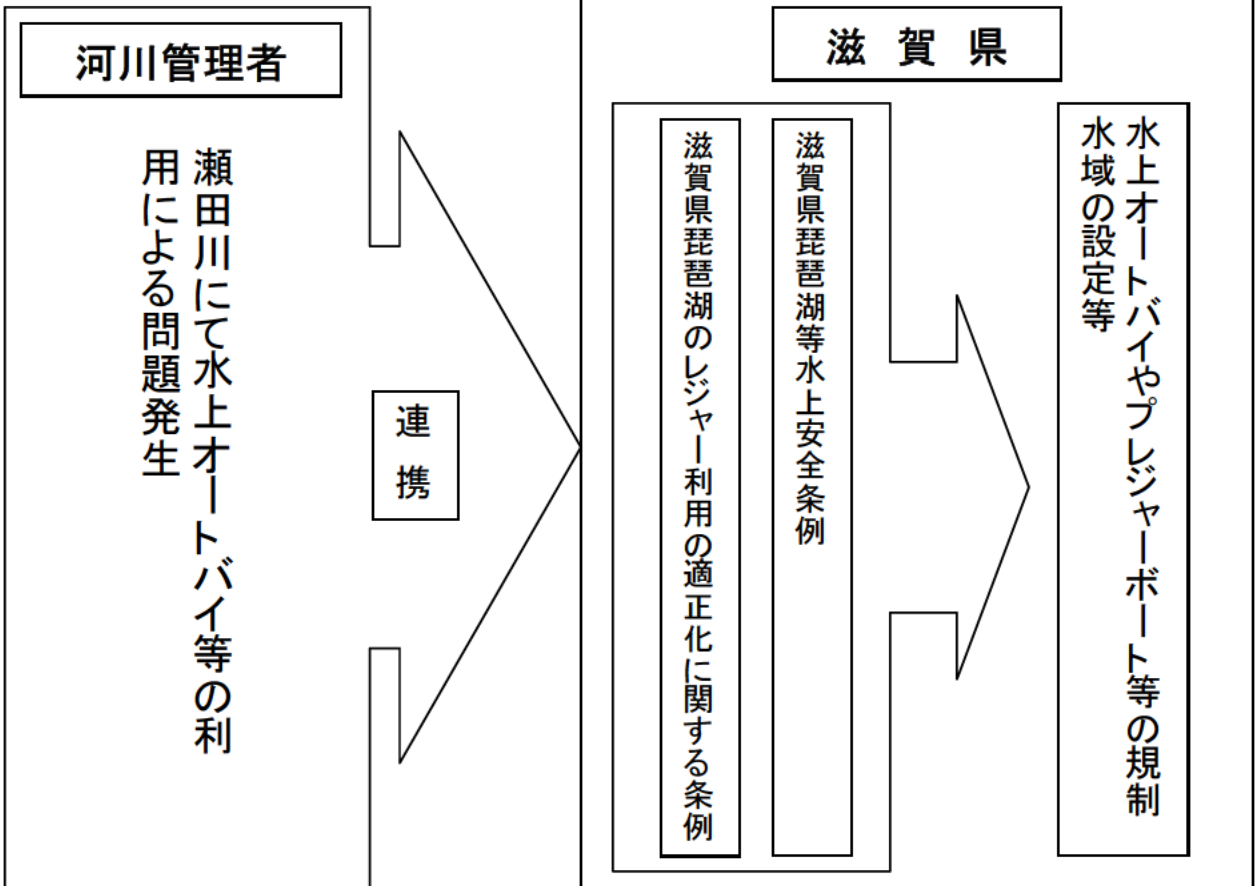
- ・騒音、水質、周辺環境の分布調査
- ・生物、生態の分布調査
- ・利用者の実態調査
- ・航走波による影響調査

水上オートバイの利用規制、船舶等の通航規制(琵琶湖)

●具体的なスケジュール



●フローチャート



●整備効果

●航行規制水域の設定等による効果

- ◆ 琵琶湖(瀬田川を含む。以下同じ。)におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減
- ◆ 琵琶湖の自然環境およびその周辺における生活環境の保全
- ◆ 琵琶湖における水上交通の安全確保及び水上の使用に関する事故の防止

提案理由(代替案含む)

提言

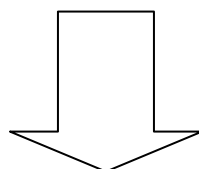
水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用については、

「水を汚染しない」、

「川や湖の生態系を壊さない」、

「他人に迷惑をかけない(騒音、ごみ、事故の危険性、違法駐車等)」

ことを基本原則として、利用が適正に行われるよう規制を行う。



滋賀県の瀬田川では、関係機関と連携を図りながら問題の解決を図る。

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例
滋賀県琵琶湖等水上安全条例 等

委員会等からの意見

「整備進捗状況報告書」においては、「実態に合わせて対応する」とあるのみで、これではそもそも報告を記載したことにはならない。

また、「基礎原案に係る具体的な整備内容のシートについての意見書」において、「かけがえない古代湖であり、かつ極めて多くの人間がさまざまに利用する琵琶湖においては、限られた水面利用だけが許されるべきである。そのために近畿地方整備局は、主体的・主導的・積極的にそれを広く検討することが重要である」とした。しかしこの琵琶湖における水面利用の規制に関しては、「基礎原案に係る具体的な整備内容シート」記載されておらず、さらに今回の「進捗状況報告書」でも扱われていないことは極めて遺憾である。直ちに「検討」に入りたい。

進捗状況

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例
滋賀県琵琶湖等水上安全条例



利用の制限は図れるが、保管については対象外

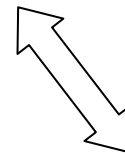
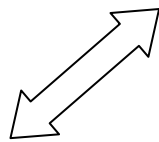
不法係留



そのため、保管に関する適正化を目的として制定

滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例

・琵琶湖の管理者である県、プレジャーボートの所有者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、係留保管場所の確保の義務付けや、係留保管場所以外の公共水域等における係留保管を禁止することなどを定めて、係留保管に関する秩序の確立を図っていくことを目的に制定(平成18.7.1施行)

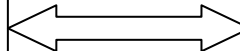


瀬田川

河川管理者 国

洗堰上流について本条例適用

連携



琵琶湖

河川管理者 滋賀県

今後の見通し等

既に制定されている「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」、平成18年7月1日に施行される「滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」、に基づいて、水面利用の適正化を図りたい。

<p>船舶等の通行規制(淀川本川)</p>	<p>実施スケジュール</p> <p> ■■■ 委員会 ——— 実施 </p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H17</th> <th>H19</th> <th>H21</th> <th>H23</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>淀川水面利用調整協議会</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		H15	H17	H19	H21	H23	H25	淀川水面利用調整協議会	○		○							○			
	H15	H17	H19	H21	H23	H25																
淀川水面利用調整協議会	○		○																			
			○																			
<p>具体的な整備内容 淀川本川では、水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の通航禁止区域及び通航制限区域を設定する。</p>																						

概要等

水上オートバイやプレジャーボート等レジャー用動力船の増加による諸問題

騒音
 水質汚濁
 利用者同士の接触事故

↓

提言

水上バイク・プレジャーボート、釣りなどによる利用については、

- 「水を汚染しない」、
- 「川や湖の生態系を壊さない」、
- 「他人に迷惑をかけない(騒音、ごみ、事故の危険性、違法駐車等)」

ことを基本原則として、利用が適正に行われるよう規制を行う。

↓

水面利用調整協議会等の組織において検討する。

通航禁止区域の設定
 通航制限区域の設定

概要

通航禁止区域及び通航規制区域の設定による効果

沿川住民の生活環境の保全(騒音等)

河川環境の保全

水質汚濁による上水等への影響懸念の回避

水面利用者同士の衝突事故防止

委員会等からの意見

船舶等の通航規制に関する対策の方向性は概ね適切である。

船舶の航送波により河岸植生が破壊される可能性が十分考えられるうえに、水生生物の保全、利用者の安全性の確保、周辺の地域への迷惑行為の防止等の各種の観点からからも、通航規制は必要である。施策の実施にあたっては以下の点に配慮すべきである。

- ・通航による影響の事前の予測とその防護技術を開発する必要がある。
- ・水面利用ルールを検討する「淀川水面利用調整協議会」には、環境分野の学識経験者、住民等を含める。

進捗状況報告

水上オートバイは暫定利用地区を設定しているが、他のレジャー用動力船については多様な自由使用が散見される。

淀川本川では、水面利用による環境への影響調査について一津屋地区から下流の11箇所において平成16年度に出水期、平成17年度に湧水期の影響調査を行っており、調査結果を元に平成18年度以降において、淀川水面利用調整協議会での検討を行う。

環境影響調査内容

- ・騒音、水質、周辺環境の分布調査
- ・生物、生態の分布調査
- ・利用者の実態調査
- ・航走波による影響調査

なお、規制実施については、淀川に関係する諸団体との調整を図る。

瀬田川水辺協議会

設立趣旨

この瀬田川水辺協議会は、平成15年9月5日に河川管理者が提示した「淀川水系河川整備計画基礎原案」の趣旨によって設立するものである。

淀川水系河川整備計画基礎原案では、河川整備の基本的な考え方として「これまでの河川整備が河川環境に及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、『生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。』との考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る。」とし、河川整備の方針としては「今後の河川整備計画の推進にあたっては、計画の検討段階から住民及び住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく。」としている。

この協議会においては、上述の淀川水系河川整備計画基礎原案の趣旨に沿って瀬田川の既存の棧橋や係留施設の集約・共有化、あるいは水辺のあり方について検討することを中心に瀬田川に関するもしくは関連するテーマについて協議し、その協議内容を今後の近畿地方整備局の瀬田川に関する河川整備に反映させていくことを目的とする。

詳細は以下を参照

<http://setagawamizube.biwakokasen.go.jp/index.html>

学識経験者	氏名	役職
立命館大学	山崎 正史	会長
京都大学	川崎 雅史	副会長

参加団体

地元住民代表

石山、晴嵐、南郷、田上、瀬田南、大石各学区連合自治会

利用者代表

石山、南郷各観光協会、瀬田川流域観光連盟

瀬田商工会

滋賀漕艇協会

湖南漁業協同組合

自治体

滋賀県、大津市

河川管理者

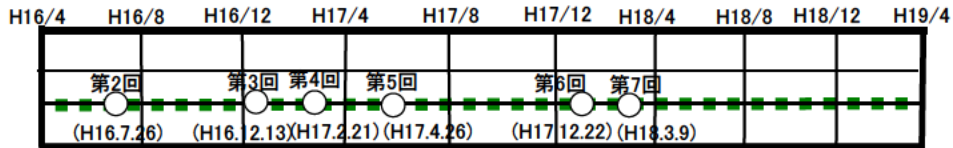
琵琶湖河川事務所



瀬田川水辺協議会は、平成16年2月23日に、瀬田川の畔で住民代表・利用者代表・学識経験者・関係行政機関が集まって設立されました。

また、住民からの意見を聞く場として、対話集会も開催しています。

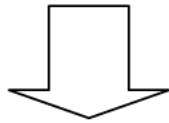
●スケジュール



●提案理由(代替案含む)

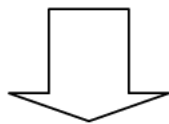
●多数の棧橋や係留施設による諸問題

- ◆ 景観を妨げている。
- ◆ 水辺の利用を妨げている。



●提言

- ◆ 利用者・利用者同士・管理者が、お互いに意志の疎通を図ったうえで、相互に調整を行い、独占的・排他的利用の制限など、適切な河川利用についての仕組みづくりを行う必要がある。
- ◆ 河川の利用に係る諸権利(占有権等)については、一定期間ごとに見直しを実施し、時代の変化に対応していかなければならない。



●瀬田川水辺協議会の設置

- ◆ 既存の棧橋や係留施設の集約化・共有化の検討
- ◆ 上記とあわせて、水辺のあり方についての検討

フロー図

瀬田川水辺協議会

平成16年2月23日設置

既存の棧橋・係留施設の
集約・共有化を検討**検討結果に基づき占有者と調整**

整備効果

棧橋や係留施設の集約化・共有化による効果棧橋や係留施設の集約化及び共有化による景観
の回復

地域特性に配慮した景観の実現

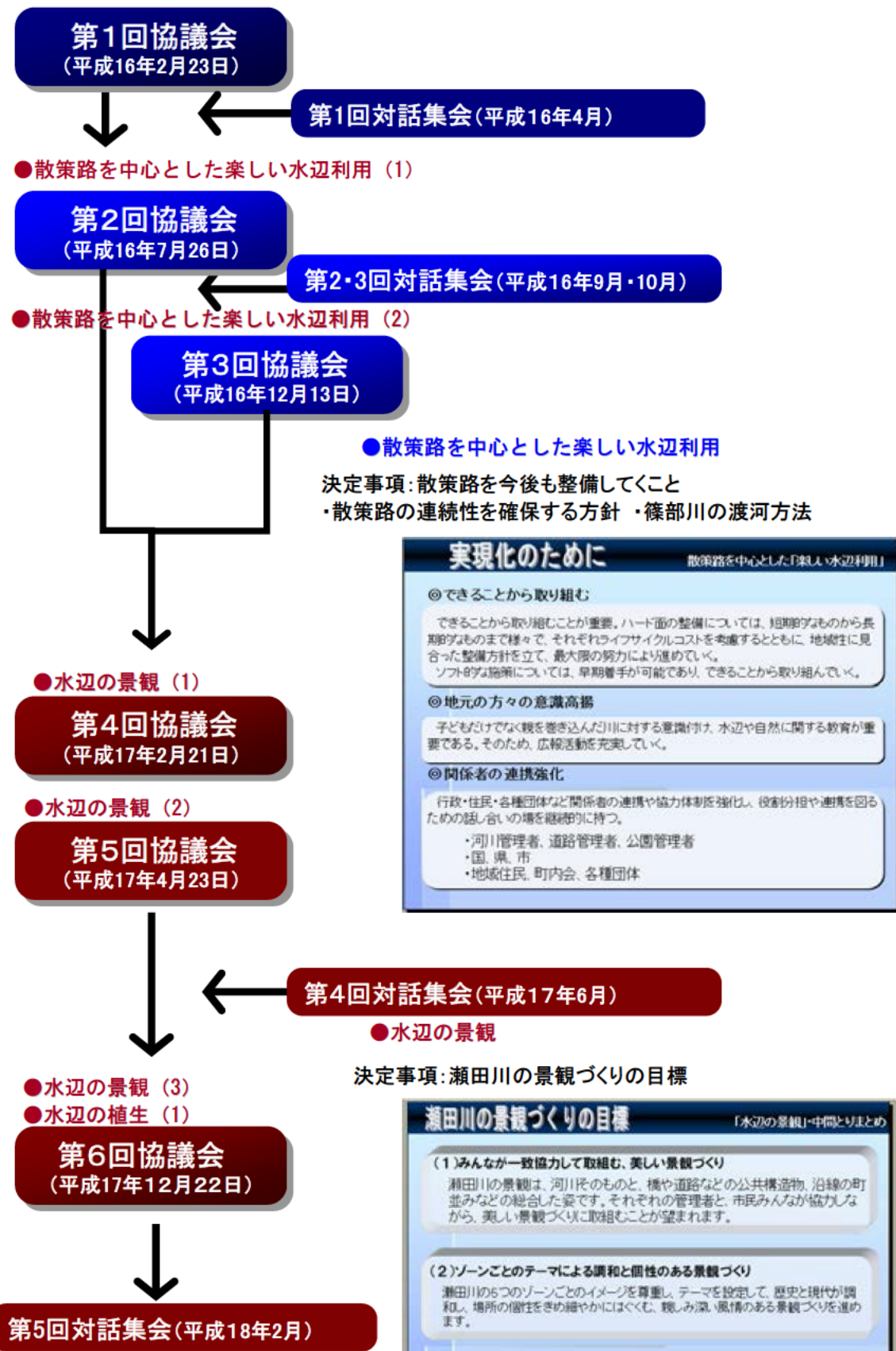
一般利用者や沿川住民の水辺利用における効用
(水辺の利用しやすさ、景観 等)

委員会等からの意見

【琵琶湖部会】

「瀬田川水辺協議会」を発足させたことは、ともかくも評価できることである。しかし、その後いかなる議論が行われているのかなどは、「詳細内容報告」の中には一切示されていない。また水面利用については、琵琶湖本体などを含め、直轄以外の部分についても十分な配慮がなされなければならないことは「意見書」をみるまでもなく明らかである。この方面の少なくとも「検討」結果を報告されたい。

●進捗状況



実現化のために 散策路を中心とした「楽しい水辺利用」

- ◎できることから取り組む
できることから取り組むことが重要。ハード面の整備については、短期的なものから長期的なものまで様々で、それぞれライフサイクルコストを考慮するとともに、地域性に見合った整備方針を立て、最大限の努力により進めていく。ソフト的な施策については、早期着手が可能であり、できることから取り組んでいく。
- ◎地元の方々の意識高揚
子どもだけでなく親を巻き込んだ川に対する意識付け、水辺や自然に関する教育が重要である。そのため、広報活動を充実していく。
- ◎関係者の連携強化
行政・住民・各種団体など関係者の連携や協体制度を強化し、役割分担や連携を回すための話し合いの場を継続的に持つ。
・河川管理者、道路管理者、公園管理者
・国、県、市
・地域住民、町内会、各種団体

瀬田川の景観づくりの目標 「水辺の景観」中間とりまとめ

- (1)みんなが一致協力して取組む、美しい景観づくり
瀬田川の景観は、河川そのものと、橋や道路などの公共構造物、沿線の町並みなどの総合した姿です。それぞれの管理者と、市民みんなが協力しながら、美しい景観づくりに取り組むことが望まれます。
- (2)ゾーンごとのテーマによる調和と個性のある景観づくり
瀬田川の6つのゾーンごとのイメージを尊重し、テーマを設定して、歴史と現代が調和し、場所の個性をきめ細やかにいくつ、親しみ深い、風情のある景観づくりを進めます。
- (3)瀬田川の歴史を尊重する景観づくり
瀬田川は古くから歴史に登場し、近江八景の「瀬田夕照」でも知られる由緒ある川です。こうした歴史的イメージを尊重し、住民にも愛される人にも愛される風格ある景観づくりを進めます。

進捗状況



今後の見通し等

平成18年度にかけて「水辺の植生」の中間取りまとめを行い、「水辺のルールと役割分担」(占有、係留に関するルール等)の周知「実現に向けての役割分担」について議論および意見収集を行い中間取りまとめを行った後、瀬田川のあるべき姿について提言を行う予定である。

円滑な水面利用の確保

●具体的な整備内容

カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備の実施や堰等の横断工作物の改善を検討する。

また、併せて河川利用の推進を図るべく水辺拠点整備を検討する。

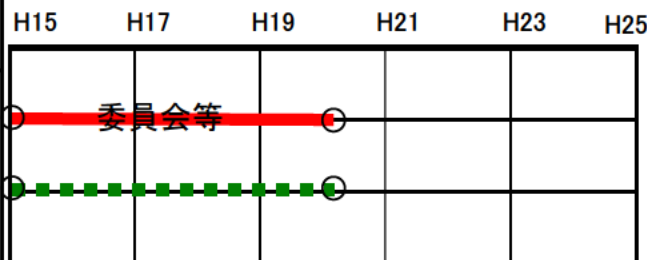
●具体的な整備内容

「5. 2. 1(2)縦断方向の河川形状の修復」の検討にあわせて円滑な利用面でのアプローチ整備や堰等の横断工作物の改善を検討する。

また、利用推進施設として、水辺拠点整備を地元自治体と共同で取り組むよう検討する。

●実施スケジュール

— 検討
 ■■ 委員会



●概要等

水辺へのアプローチの困難性や堰等の横断構造物による障害等

水辺の円滑な利用のために



アプローチ整備や横断工作物の改善を検討

近鉄橋梁京都線橋(木津川)
 【縦断的不連続】
 河床低下により根固めが露出



概要

水辺拠点整備の概念

宇治川、木津川については水辺拠点整備を検討する。
桂川については当面、横断工作物等改善対策を検討する。

委員会等からの意見

堤外地およびその周辺の生物、水質への悪影響が少ないカヌーや手漕ぎボートなどの水面利用を進めることは概ね適切であるが、実施にあたっては水辺の環境への影響を抑える整備を検討する必要がある。

手漕ぎボート・カヌー等による円滑な水面利用は続けられるようにする必要があるが、本来の河川環境が損なわれるような施設整備は避けなければならない。これらを対象とした施設整備については水辺の植生や生態系に与える影響が比較的少ない簡略な手法、例えば間伐材を活用したデッキや木道等によるアプローチ程度の整備が望ましく、河川環境への影響等も含め十分な検討が必要である。堰、落差工の魚道は、構造によってはカヌー等の通路として利用可能であり、床固めも含めた総合的な検討が必要である。

進捗状況報告

自由使用が散見されるが、非動力船の水面利用に対する苦情等は現在の所ない。

非動力船の利用そのものよりも、非動力船の運搬や係留などの問題が予測されるため、平成18年度以降において、淀川水面利用調整協議会、淀川水上オートバイ関係問題連絡会等での提起を図る。

舟運を活用した拠点整備

●具体的な整備内容

カヌーや手漕ぎボート等による円滑な水面利用を実現するため、利用者が多い箇所では、水辺へのアプローチ整備の実施や堰等の横断工作物の改善を検討する。

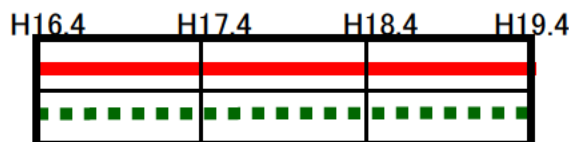
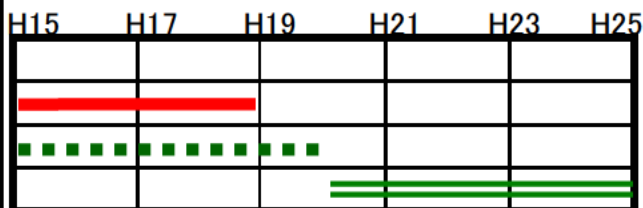
また、併せて河川利用の推進を図るべく水辺拠点整備を検討する。

●検討・実施内容

「5. 2. 1(2)縦断方向の河川形状の修復の検討にあわせて円滑な利用面でのアプローチ整備や堰等の横断工作物の改善を検討する。

また、利用推進施設として、水辺拠点整備を地元自治体と共同で取り組むよう検討する。

●スケジュール



- 検討
- 淀川環境委員会
- 実施

●概要

川と並行する道路や鉄道などの流域のネットワーク



主に加茂一宮間の鉄道利用を考えています。

川にはくまれた流域の文化や歴史を学習・体験できる場所



川沿いの自転車道や散策路などの水辺のネットワーク



三川合流部を確めるためには展望タワーが必要になります。

遊覧船やカヌーなどの水路のネットワーク



宇治川では遊覧船、木津川ではカヌーを主体とした整備を考えています。



安全で簡単に水辺に近づける場所

概要 水辺拠点整備の概念



宇治川、木津川については水辺拠点整備を検討する。
桂川については当面、横断工作物等改善対策を検討する。

委員会等からの意見

堤外地およびその周辺の生物、水質への悪影響が少ないカヌーや手漕ぎボートなどの水面利用を進めることは概ね適切であるが、実施にあたっては水辺の環境への影響を抑える整備を検討する必要がある。

手漕ぎボート・カヌー等による円滑な水面利用は続けられるようにする必要があるが、本来の河川環境が損なわれるような施設整備は避けなければならない。これらを対象とした施設整備については水辺の植生や生態系に与える影響が比較的少ない簡略な手法、例えば間伐材を活用したデッキや木道等によるアプローチ程度の整備が望ましく、河川環境への影響等も含め十分な検討が必要である。堰、落差工の魚道は、構造によってはカヌー等の通路として利用可能であり、床固めも含めた総合的な検討が必要である。

進捗状況報告

川の駅整備構想(琵琶湖・淀川流域圏再生プロジェクト)と併せて、伏見地区の整備を検討する。